

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（北海道新幹線の開業等に伴う改正）

現行	改正
<p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。</p> <p>(1)の2 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいう。</p> <p>(1)の3 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道をいう。</p> <p>(1)の4 「地方交通線」とは、別表第1号に掲げる営業線をいう。</p> <p>(1)の5 「幹線」とは、地方交通線以外の営業線をいう。</p> <p>(1)の6 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、鹿児島本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、東北新幹線、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、北陸新幹線及び九州新幹線をいう。</p> <p>(2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。</p> <p>(3) 「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。</p> <p>(1)の2 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいう。</p> <p>(1)の3 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道をいう。</p> <p>(1)の4 「地方交通線」とは、別表第1号に掲げる営業線をいう。</p> <p>(1)の5 「幹線」とは、地方交通線以外の営業線をいう。</p> <p>(1)の6 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、鹿児島本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、東北新幹線、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、北陸新幹線、九州新幹線及び北海道新幹線をいう。</p> <p>(2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。</p> <p><u>(2)の2 「新幹線停車駅」とは、新幹線の特別急行列車の停車駅をいう。</u></p> <p>(3) 「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(東北新幹線、北陸新幹線及び九州新幹線に対する取扱い)</p> <p>第16条の4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・金沢間及び九州新幹線新八代・川内間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。</p>	<p>(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線及び北海道新幹線に対する取扱い)</p> <p>第16条の4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・金沢間、九州新幹線新八代・川内間及び北海道新幹線新青森・新函館北斗間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

現行	改正
<p>第5節 団体乗車券の発売 (団体乗車券の発売)</p> <p>第43条 一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売する。ただし、第1号に該当する団体であっても、特別車両に乗車する場合又はA寝台を利用する場合は、普通団体として取り扱う。</p> <p>(1) 学生団体 (中略)</p> <p>(2) 訪日観光団体 訪日観光客8人以上又はこれと同行する旅行業者(ガイドを含む。)とによって構成された団体で、責任のある代表者が引率するもの。ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官・社団法人日本旅行業協会会長又は社団法人全国旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。 (中略)</p>	<p>第5節 団体乗車券の発売 (団体乗車券の発売)</p> <p>第43条 一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売する。ただし、第1号に該当する団体であっても、特別車両に乗車する場合又はA寝台を利用する場合は、普通団体として取り扱う。</p> <p>(1) 学生団体 (中略)</p> <p>(2) 訪日観光団体 訪日観光客8人以上又はこれと同行する旅行業者(ガイドを含む。)とによって構成された団体で、責任のある代表者が引率するもの。ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官・<u>一般</u>社団法人日本旅行業協会会長又は<u>一般</u>社団法人全国旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。 (中略)</p>
<p>第7節 急行券の発売 (急行券の発売)</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券 イ 指定席特急券 (中略) ニ 特定特急券 次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(自由席のない列</p>	<p>第7節 急行券の発売 (急行券の発売)</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券 イ 指定席特急券 (中略) ニ 特定特急券 次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(自由席のない列</p>

現行	改正
<p>車にあつては、指定席)を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間(九州新幹線を除く。)及び以下の区間 (中略)</p> <p>e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号(以下「のぞみ号」という。)又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号(以下「みずほ号」という。)に乗車する場合(第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。)の新幹線停車駅相互間(博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びaからdまでに定める区間を除く。)</p> <p><u>f</u> 盛岡・<u>新青森</u>間の各駅相互間(aに定める区間を除く。) (中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・<u>新青森</u>間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて別に定めるときを除く。 (中略)</p> <p>8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・<u>新青森</u>間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号(以下これらを「はやぶさ号等」という。)とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急</p>	<p>車にあつては、指定席)を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間(九州新幹線を除く。)及び以下の区間 (中略)</p> <p>e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号(以下「のぞみ号」という。)又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号(以下「みずほ号」という。)に乗車する場合(第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。)の新幹線停車駅相互間(博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びaからdまでに定める区間を除く。)</p> <p><u>f</u> <u>東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間</u></p> <p><u>g</u> <u>七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間</u></p> <p><u>h</u> <u>七戸十和田・奥津軽いまべつ間</u></p> <p><u>i</u> 盛岡・<u>新函館北斗</u>間の各駅相互間(a、<u>f</u>、<u>g</u>及び<u>h</u>に定める区間を除く。) (中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・<u>新函館北斗</u>間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて別に定めるときを除く。 (中略)</p> <p>8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・<u>新函館北斗</u>間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号(以下これらを「はやぶさ号等」という。)とはやぶさ号等以外の新幹線の</p>

現行		改正	
<p>行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて別に定めるときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(乗継急行券の発売)</p> <p>第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき(以下「乗継条件」という。)は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p> <p>(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合(同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。)</p>		<p>特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて別に定めるときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(乗継急行券の発売)</p> <p>第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき(以下「乗継条件」という。)は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p> <p>(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合(同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。)</p>	
	急行列車		急行列車
イ	<p>新幹線の特別急行列車</p> <p>○その他の各線区の急行列車(本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。)</p> <p><u>ただし、次に掲げる急行列車は除く。</u></p> <p><u>(イ) 新青森駅又は青森駅を乗継駅として乗車する寝台車を連結した特別急行列車</u></p> <p><u>(ロ) 奥羽本線を経由する急行列車(新青森・青森間のみを乗車する場合に限</u></p>	乗継駅	乗継駅
	<p><u>新横浜・新下関間の新幹線停車駅、新青森駅、青森駅(新青森駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)、長岡駅、新潟駅、長野駅、直江津駅(上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)、金沢駅、津幡駅(金沢駅に直通して運転する急行列車に乗車し、金沢駅で新幹</u></p>	イ	<p>新幹線の特別急行列車</p> <p>○その他の各線区の急行列車(本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。)</p> <p><u>ただし、奥羽本線 新青森・青森間のみを乗車する場合を除く。</u></p>
	<p><u>東海道本線(新幹線)中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線(新幹線)中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅(新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)、坂出駅若しくは高松駅(いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)、直江津駅(上越妙高駅に直通して運転する急行列</u></p>		

現行			改正		
	<u>る。)</u>	<u>線と乗り継ぐ場合に限る。)</u> 、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、 <u>又は</u> 坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)			<u>車に乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)</u> 、 <u>又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)</u>
ロ	<u>奥羽本線を経由する特別急行列車（津軽新城以遠（鶴ヶ坂方面）の各駅と新青森駅又は青森駅との相互間を乗車する場合に限る。)</u> <u>○津軽線及び海峡線を経由する急行列車（新青森駅又は青森駅と津軽今別以遠（木古内方面）の各駅との相互間を乗車する場合に限る。)</u>	<u>新青森駅又は青森駅</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>
ハ	<u>津軽線及び海峡線を経由する急行列車（新幹線の特別急行列車と新青森駅又は青森駅で乗り継ぎ、前イに規定する割引が適用となる場合に限る。)</u> <u>○函館本線を経由する急行列車（五稜郭駅又は函館駅と桔梗以遠（大中山方面）の各駅との相互間を乗車する場合に限る。)</u>	<u>五稜郭駅又は函館駅</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>
ニ	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅	<u>ロ</u>	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅
(中略)			(中略)		

現行	改正
<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線内の停車駅相互間、特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線内及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで</p> <p><u>(3) 北海道旅客鉄道会社線内の停車駅相互間に乗車する場合で、旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）であるとき</u></p> <p><u>4月1日から同月28日まで</u> <u>5月6日から6月30日まで</u></p>	<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線内の<u>新幹線以外の線区</u>の停車駅相互間、特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の<u>新幹線以外の線区</u>及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで</p> <p><u>(削る)</u></p>

現行	改正
<p><u>10月1日から11月30日まで</u> <u>(4) 北海道旅客鉄道会社線内の停車駅相互間を乗車する場合で、旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</u> <u>7月20日から8月20日まで</u> <u>12月23日から翌年2月末日まで</u></p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、別に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>5 旅客が、新大阪・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>(特定の普通急行券の発売) 第57条の4 第57条第1項第2号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が別に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>第8節 特別車両券の発売 (特別車両券の発売) 第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところによ</p>	<p><u>(削る)</u></p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、別に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>5 旅客が、新大阪・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p><u>6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</u></p> <p>(特定の普通急行券の発売) 第57条の4 第57条第1項第2号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が別に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>第8節 特別車両券の発売 (特別車両券の発売) 第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところによ</p>

現行	改正
<p>り、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・<u>新青森</u>間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両(個室を除く。)に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除く。 (中略)</p> <p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス(以下「グランクラス」という。)を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) <u>特別急行列車なすの号、あさま号及び別に定める特別急行列車(以下これらを「なすの号等」という。)以外のグランクラスとなすの号等のグランクラス</u>とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) <u>なすの号等以外のグランクラス</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) <u>なすの号等のグランクラス</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) <u>なすの号等以外のグランクラス及びなすの号等のグランクラス</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(中略)</p>	<p>り、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・<u>新函館北斗</u>間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両(個室を除く。)に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除く。 (中略)</p> <p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス(以下「グランクラス」という。)を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) <u>別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス(以下「グランクラス(A)」という。)とグランクラス(A)以外のグランクラス(以下「グランクラス(B)」という。)</u>とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) <u>グランクラス(A)</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) <u>グランクラス(B)</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) <u>グランクラス(A)及びグランクラス(B)</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(中略)</p>

現行	改正
<p>(乗継座席指定券の発売)</p> <p>第 61 条の 2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第 57 条の 2 第 1 号の表 <u>イ、ロ、ハ及びニ</u> の各項に規定する○印の 1 個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)</p> <p>第 69 条 第 67 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾の<u>かっこ</u>内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ(第 4 号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあっては営業キロ)によって計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。</p> <p>(1) 大沼以遠 (<u>渡島大野</u> 方面) の各駅と、森以遠 (<u>石倉</u> 方面) の各駅との相互間</p> <p>(東森駅經由函館本線) (○ 大沼公園駅經由函館本線)</p> <p>(中略)</p> <p>(営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)</p> <p>第 71 条 営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。</p> <p>(1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。</p>	<p>(乗継座席指定券の発売)</p> <p>第 61 条の 2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第 57 条の 2 第 1 号の表 <u>イ及びロ</u> の各項に規定する○印の 1 個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)</p> <p>第 69 条 第 67 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾の<u>かっこ</u>内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ(第 4 号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあっては営業キロ)によって計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。</p> <p>(1) 大沼以遠 (<u>仁山</u> 方面) の各駅と、森以遠 (<u>桂川</u> 方面) の各駅との相互間</p> <p>(東森駅經由函館本線) (○ 大沼公園駅經由函館本線)</p> <p>(中略)</p> <p>(営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)</p> <p>第 71 条 営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。</p> <p>(1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。<u>ただし、別に定める場合は、その乗降場の内方にある駅発又は着の営業キロによる。</u></p>

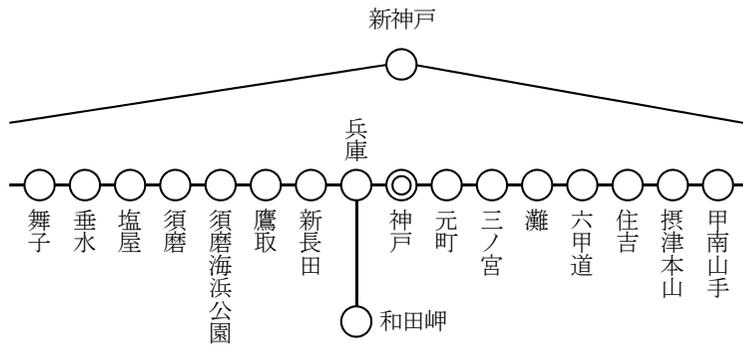
現行	改正
<p>(2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。</p>	<p>(2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。</p>
(中略)	(中略)
(小児の旅客運賃・料金)	(小児の旅客運賃・料金)
<p>第 74 条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。</p>	<p>第 74 条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第 57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第 57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。</p>
	<p><u>3 第 1 項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第 57 条第 2 項第 1 号及び同条第 8 項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。</u></p>
(割引の旅客運賃・料金)	(割引の旅客運賃・料金)
<p>第 74 条の 2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数整理した額とする。</p>	<p>第 74 条の 2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数整理した額とする。</p>

現行	改正
<p>(中略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>(臨時割引等)</p> <p>第74条の3 第22条の2の規定による割引の個人旅行用乗車券類又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃及び料金の割引率並びに第43条第2項の規定による特殊取扱の団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃及び料金の割引率その他の取扱い方は、別に定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車場合に発売する特別車両券（第58条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p><u>5 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車場合に発売する特別急行券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</u></p> <p><u>6 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</u></p> <p>(臨時割引等)</p> <p>第74条の3 第22条の2の規定による割引の個人旅行用乗車券類又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃及び料金の割引率並びに第43条第2項の規定による特殊取扱の団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃及び料金の割引率その他の取扱い方は、別に定める。</p> <p>(中略)</p>

現行	改正
<p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（新加美駅を除く。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(1) 東京都区内</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（新加美駅を除く。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(1) 東京都区内</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

現行

(6) 神戸市内



(中略)

第7節 急行料金

(大人急行料金)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

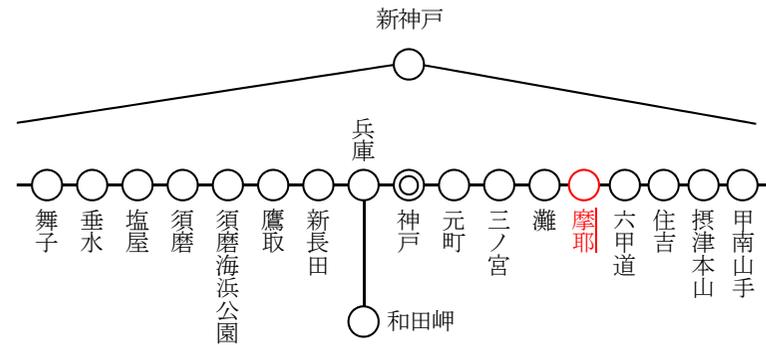
(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）

a b、c、d、e、f 及び g 以外の指定席特急料金

別表第2号ツ、ナ、ラ、ム及び ウ に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

改正

(6) 神戸市内



(中略)

第7節 急行料金

(大人急行料金)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）

a b、c、d、e、f、g、h 及び i 以外の指定席特急料金

別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ 及び ノ に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

現行	改正
<p>(中略)</p> <p>c はやぶさ号等に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>g <u>第57条第8項の規定により</u> 発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p><u>全区間に対する別表第2号ナ、ラ又はムに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>c はやぶさ号等 <u>(東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。)</u> に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>g <u>第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に</u> 発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) <u>はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</u> aの規定により計算した額とする。 (b) <u>はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合</u> cの規定により計算した額とする。 (c) <u>はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</u> 全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区</p>

現行	改正
<p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>a b、c、d 及び <u>e</u> 以外の立席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム及び <u>ウ</u> に定める料金から520円を低減した額とする。 (中略)</p> <p>e 第57条第8項の規定により発売する立席特急券に適用する立席特急料金</p>	<p><u>間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</u></p> <p><u>h 第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>aの規定により計算した額とする。</u></p> <p><u>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</u> <u>東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から520円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</u></p> <p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>a b、c、d、<u>e、f</u> 及び <u>g</u> 以外の立席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム、<u>ウ</u> 及び <u>ノ</u> に定める料金から520円を低減した額とする。 (中略)</p> <p>e 第57条<u>第2項第1号及び同条</u>第8項の規定により <u>東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売</u></p>

現行	改正
<p><u>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から520円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</u></p>	<p>する立席特急券に適用する立席特急料金</p> <p>(a) <u>はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又ははやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。</u></p> <p>(b) <u>はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</u> <u>全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から520円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</u></p> <p>f <u>第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金</u> <u>aの規定により計算した額とする。</u></p> <p>g <u>東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する立席特急券(第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する立席特急料金</u> <u>東京・新青森間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対してa又はfの規定により計算した額とを合計した額とする。</u></p>

現行	改正
<p>(ハ) 自由席特急料金</p> <p>a b、c及びd以外の自由席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、<u>ナの2</u>、ラ、ム及びウに定める料金から520円を低減した額とする。 (中略)</p> <p>(ニ) 特定特急料金</p> <p>a 第57条第1項第1号ニの(イ)のaに定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合 860円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,070円とし、九州旅客鉄道会社線内にあつては、850円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが50キロメートルを超える場合 980円とする。ただし、西日本旅客鉄道会社線内にあつては、970円とする。 (中略)</p> <p>e 第57条第1項第1号ニの(イ)のeに定める区間に対する特定特急料金 (ハ)に定める額から、東京・博多間ののぞみ号等の自由席に乗車する区間に対する別表第2号ネに定める額と同区間に対する別表第2号ツに定める額との差額を差し引いた額とする。</p>	<p>(ハ) 自由席特急料金</p> <p>a b、c及びd以外の自由席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム及びウに定める料金から520円を低減した額とする。 (中略)</p> <p>(ニ) 特定特急料金</p> <p>a 第57条第1項第1号ニの(イ)のaに定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合 860円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,070円とし、<u>北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,310円とし</u>、九州旅客鉄道会社線内にあつては、850円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが50キロメートルを超える場合 980円とする。ただし、<u>北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,490円とし</u>、西日本旅客鉄道会社線内にあつては、970円とする。 (中略)</p> <p>e 第57条第1項第1号ニの(イ)のeに定める区間に対する特定特急料金 (ハ)に定める額から、東京・博多間ののぞみ号等の自由席に乗車する区間に対する別表第2号ネに定める額と同区間に対する別表第2号ツに定める額との差額を差し引いた額とする。 <u>f 第57条第1項第1号ニの(イ)のfに定める区間に対する特定特急料金</u> <u>東京・新青森間の乗車区間に対する別表第2号ナ又はナの2に定める額から520円を低減した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対してaの規定により計算した額とを合計した額とする。</u> <u>g 第57条第1項第1号ニの(イ)のgに定める区間に対する特定特</u></p>

現行	改正																																								
<p><u>f</u> 第57条第1項第1号ニの(i)の<u>f</u>に定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(ロ)のaに定める額とする。</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号及び第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号及び第4号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="331 1187 880 1399"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>50キロ</td> <td>100キロ</td> <td>150キロ</td> <td>200キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,270</td> <td>円 1,700</td> <td>円 2,350</td> <td>円 2,680</td> </tr> <tr> <td>営業キロ</td> <td>300キロ</td> <td>400キロ</td> <td>600キロ</td> <td>601キロ</td> </tr> </table>	営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	料金	円 1,270	円 1,700	円 2,350	円 2,680	営業キロ	300キロ	400キロ	600キロ	601キロ	<p><u>急料金</u></p> <p><u>七戸十和田・新青森間に対してaの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から520円を低減した額とを合計した額とする。</u></p> <p><u>h 第57条第1項第1号ニの(i)のhに定める区間に対する特定特急料金</u></p> <p><u>七戸十和田・新青森間に対してaの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対してaの規定により計算した額とを合計した額とする。</u></p> <p><u>i 第57条第1項第1号ニの(i)のiに定める区間に対する特定特急料金</u></p> <p>(ロ)のa又は(ロ)のgに定める額とする。</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1299 1187 1848 1399"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>50キロ</td> <td>100キロ</td> <td>150キロ</td> <td>200キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,270</td> <td>円 1,700</td> <td>円 2,350</td> <td>円 2,680</td> </tr> <tr> <td>営業キロ</td> <td>300キロ</td> <td>400キロ</td> <td>600キロ</td> <td>601キロ</td> </tr> </table>	営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	料金	円 1,270	円 1,700	円 2,350	円 2,680	営業キロ	300キロ	400キロ	600キロ	601キロ
営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ																																					
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで																																					
料金	円 1,270	円 1,700	円 2,350	円 2,680																																					
営業キロ	300キロ	400キロ	600キロ	601キロ																																					
営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ																																					
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで																																					
料金	円 1,270	円 1,700	円 2,350	円 2,680																																					
営業キロ	300キロ	400キロ	600キロ	601キロ																																					

現行					改正				
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円	円	円	円	料金	円	円	円	円
	2,900	3,110	3,430	3,760		2,900	3,110	3,430	3,760
<p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号及び第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号及び第4号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号及び第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号及び第4号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p>					<p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p>				
営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円	円	円	円	料金	円	円	円	円
	1,170	1,500	1,930	2,250		1,170	1,500	1,930	2,250
営業キロ	300キロ	400キロ	401キロ		営業キロ	300キロ	400キロ	401キロ	
地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上		地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上	

現行

料金	円	円	円
	2,460	2,680	3,010

(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号及び第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号及び第4号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

(中略)

(ハ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線(ただし、別に定める場合を除く。)並びに海峡線、江差線及び函館本線中五稜郭・函館間内相互発着となる場合の特別急行料金

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号及び第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号及び第4号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

(中略)

(急行列車と普通列車とが直通して運転する場合の急行料金)

第126条 第57条第9項の規定により、旭川・新千歳空港間において急行列車と普通列車とが直通して運転する列車の指定席を連続して乗車する

改正

料金	円	円	円
	2,460	2,680	3,010

(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

(中略)

(ハ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線(ただし、別に定める場合を除く。)内相互発着となる場合の特別急行料金

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

(中略)

第126条 削除

現行

場合の急行料金は、急行列車の乗車区間に対する急行料金とする。

(中略)

第8節 特別車両料金

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートルまで	200キロ メートルまで	400キロ メートルまで	600キロ メートルまで	800キロ メートルまで	801キロ メートル以上
料金	円 1,280	円 2,750	円 4,110	円 5,300	円 6,480	円 7,650

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c及びd以外の特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで
料金	円 1,030	円 2,060	円 3,090	円 4,110
営業キロ 地帯	500キロ メートルまで	600キロ メートルまで	700キロ メートルまで	701キロ メートル以上
料金	円 4,110	円 4,110	円 4,110	円 5,140

b グランクラスに対して適用する特別車両料金(A)

(a) (b)以外のグランクラスに対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ	400キロ
------	-------	-------	-------	-------

改正

(中略)

第8節 特別車両料金

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び(ト)以外の特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートルまで	200キロ メートルまで	400キロ メートルまで	600キロ メートルまで	800キロ メートルまで	801キロ メートル以上
料金	円 1,280	円 2,750	円 4,110	円 5,300	円 6,480	円 7,650

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで
料金	円 1,030	円 2,060	円 3,090	円 4,110
営業キロ 地帯	500キロ メートルまで	600キロ メートルまで	700キロ メートルまで	701キロ メートル以上
料金	円 4,110	円 4,110	円 4,110	円 5,140

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ	400キロ
------	-------	-------	-------	-------

現行					改正						
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで		
料金	円 6,170	円 7,200	円 8,230	円 9,250	料金	円 6,170	円 7,200	円 8,230	円 9,250		
営業キロ	500 キロ	600 キロ	700 キロ	701 キロ	営業キロ	500 キロ	600 キロ	700 キロ	701 キロ		
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上		
料金	円 9,250	円 9,250	円 9,250	円 10,280	料金	円 9,250	円 9,250	円 9,250	円 10,280		
<u>(b) なすの号等のグランクラスに対して適用する特別車両料金</u>					<u>c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)</u>						
<u>(A)</u>											
営業キロ	100 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	営業キロ	100 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ		
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで		
料金	円 4,120	円 5,150	円 6,180	円 7,200	料金	円 4,120	円 5,150	円 6,180	円 7,200		
営業キロ	500 キロ	600 キロ	700 キロ	701 キロ	営業キロ	500 キロ	600 キロ	700 キロ	701 キロ		
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上		
料金	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 8,230	料金	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 8,230		
<u>c 特別急行列車「成田エクスプレス号」の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</u>					<u>d 特別急行列車「成田エクスプレス号」の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</u>						
営業キロ	200 キロ				営業キロ	200 キロ					
地帯	メートルまで				地帯	メートルまで					
料金	円 2,060				料金	円 2,060					
<u>d 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</u>					<u>e 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</u>						
営業キロ	200 キロ	400 キロ	600 キロ	800 キロ	801 キロ	営業キロ	200 キロ	400 キロ	600 キロ	800 キロ	801 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円

現行

	2,750	4,110	5,300	6,480	7,650
--	-------	-------	-------	-------	-------

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円 1,030	円 2,060	円 3,090

b グランクラスに対して適用する特別車両料金(A)

(a) (b)以外のグランクラスに対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円 5,140	円 6,170	円 7,200

(b) なすの号等のグランクラスに対して適用する特別車両料金

(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

改正

	2,750	4,110	5,300	6,480	7,650
--	-------	-------	-------	-------	-------

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円 1,030	円 2,060	円 3,090

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ	<u>400キロ</u>
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	<u>メートルまで</u>
料金	円 5,140	円 6,170	円 7,200	<u>円 8,220</u>
営業キロ	<u>500キロ</u>	<u>600キロ</u>	<u>700キロ</u>	<u>701キロ</u>
地帯	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>	<u>メートル以上</u>
料金	<u>円 8,220</u>	<u>円 8,220</u>	<u>円 8,220</u>	<u>円 9,250</u>

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

現行				改正													
営業キロ	100 キロ	200 キロ	300 キロ	営業キロ	100 キロ	200 キロ	300 キロ	<u>400 キロ</u>									
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	<u>メートルまで</u>									
料金	円 3,090	円 4,120	円 5,150	料金	円 3,090	円 4,120	円 5,150	<u>円 6,170</u>									
				<u>営業キロ</u>	<u>500 キロ</u>	<u>600 キロ</u>	<u>700 キロ</u>	<u>701 キロ</u>									
				<u>地帯</u>	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>	<u>メートル以上</u>									
				<u>料金</u>	<u>円 6,170</u>	<u>円 6,170</u>	<u>円 6,170</u>	<u>円 7,200</u>									
(中略)				(中略)													
(ホ) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A) 東京・博多間の乗車区間に対して(イ)の <u>規定により計算した額</u> と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ニ)の <u>bの規定により計算した額</u> とを合計した額とする。				(ホ) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A) 東京・博多間の乗車区間に対して(イ) <u>に定める料金</u> と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ニ)の b <u>に定める料金</u> とを合計した額とする。													
				<u>(ハ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</u>													
				<u>a b及びc以外の特別車両料金(A)</u>													
				<u>第1号イの(イ)に定める料金</u>													
				<u>b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)</u>													
				<table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td><u>100 キロ</u></td> <td><u>200 キロ</u></td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td><u>メートルまで</u></td> <td><u>メートルまで</u></td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 <u>6,420</u></td> <td>円 <u>7,890</u></td> </tr> </table>					営業キロ	<u>100 キロ</u>	<u>200 キロ</u>	地帯	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>	料金	円 <u>6,420</u>	円 <u>7,890</u>
営業キロ	<u>100 キロ</u>	<u>200 キロ</u>															
地帯	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>															
料金	円 <u>6,420</u>	円 <u>7,890</u>															
				<u>c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)</u>													
				<table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td><u>100 キロ</u></td> <td><u>200 キロ</u></td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td><u>メートルまで</u></td> <td><u>メートルまで</u></td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 <u>4,370</u></td> <td>円 <u>5,840</u></td> </tr> </table>					営業キロ	<u>100 キロ</u>	<u>200 キロ</u>	地帯	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>	料金	円 <u>4,370</u>	円 <u>5,840</u>
営業キロ	<u>100 キロ</u>	<u>200 キロ</u>															
地帯	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>															
料金	円 <u>4,370</u>	円 <u>5,840</u>															
				<u>(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北</u>													

現行	改正																		
<p>ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A) (中略)</p> <p>2 第58条第3項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラスを使用する区間が複数となるときであって、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(第1</p>	<p><u>斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)</u></p> <p><u>a b及びc以外の特別車両料金(A)</u> 東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)のaに定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して(イ)に定める料金を合計した額とする。</p> <p><u>b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)</u> 東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のbの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1279 587 1599 762"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>100キロ</td> <td>200キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 5,390</td> <td>円 6,860</td> </tr> </table> <p><u>c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)</u> 東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のcの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1279 935 1599 1110"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>100キロ</td> <td>200キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 3,340</td> <td>円 4,810</td> </tr> </table> <p>ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A) (中略)</p> <p>2 第58条第3項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラスを使用する区間が複数となるときであって、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(第1</p>	営業キロ	100キロ	200キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	料金	円 5,390	円 6,860	営業キロ	100キロ	200キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	料金	円 3,340	円 4,810
営業キロ	100キロ	200キロ																	
地帯	メートルまで	メートルまで																	
料金	円 5,390	円 6,860																	
営業キロ	100キロ	200キロ																	
地帯	メートルまで	メートルまで																	
料金	円 3,340	円 4,810																	

現行	改正
<p>号ニ又は第2号ニに規定する場合にあつては、<u>なすの号等以外のグランクラス</u>の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合</p> <p>イ <u>なすの号等以外のグランクラス</u>と<u>なすの号等のグランクラス</u>とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</p> <p>全区間に対する前項第1号イの(ロ)のbの(a)に定める額とする。</p> <p>ロ <u>なすの号等以外のグランクラス</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</p> <p>全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額と、グランクラスを使用する区間に対する前項第1号イの(ロ)のbの(a)に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。</p> <p>ハ <u>なすの号等のグランクラス</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</p> <p>全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額と、グランクラスを使用する区間に対する前項第1号イの(ロ)のbの(b)に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。</p> <p>ニ <u>なすの号等以外のグランクラス</u>及び<u>なすの号等のグランクラス</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</p> <p>前ロの規定により計算した額とする。</p> <p>(2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相</p>	<p>号ニ、第2号ニ、第3号ニ又は第4号ニに規定する場合にあつては、<u>グランクラス(A)</u>の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合</p> <p>イ <u>グランクラス(A)</u>と<u>グランクラス(B)</u>とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</p> <p>全区間に対する前項第1号イの(ロ)のbに定める料金とする。</p> <p>ロ <u>グランクラス(A)</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</p> <p>全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金と、グランクラスを使用する区間に対する前項第1号イの(ロ)のbに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。</p> <p>ハ <u>グランクラス(B)</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</p> <p>全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金と、グランクラスを使用する区間に対する前項第1号イの(ロ)のcに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。</p> <p>ニ <u>グランクラス(A)</u>及び<u>グランクラス(B)</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</p> <p>前ロの規定により計算した額とする。</p> <p>(2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相</p>

現行	改正
<p>互発着となる場合</p> <p>東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する、前項第1号イの(ハ)のa、同(ハ)のb <u>の(a)</u>若しくは <u>(b)</u>の表に定める額又は次に定める額を合計した額とする。</p> <p>イ <u>なすの号等以外のグランクラス</u>と<u>なすの号等のグランクラス</u>とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>前項第1号イの(ハ)のb <u>の(a)</u>の表に定める額</p> <p>ロ <u>なすの号等以外のグランクラス</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のb <u>の(a)</u>の表に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額を差し引いた額とを合計した額</p> <p>ハ <u>なすの号等のグランクラス</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のb <u>の(b)</u>の表に定める額から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額を差し引いた額とを合計した額</p> <p>ニ <u>なすの号等以外のグランクラス</u>及び<u>なすの号等のグランクラス</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>前口の規定により計算した額</p> <p>ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(ハ)のaの表に定める額を適用する場合の他方の乗車区間に対する額</p> <p>前号の規定を適用して計算した額</p>	<p>互発着となる場合</p> <p>東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する、前項第1号イの(ハ)のa、同(ハ)のb若しくは <u>c</u>の表に定める料金又は次に定める<u>料金と</u>を合計した額とする。</p> <p>イ <u>グランクラス(A)</u>と<u>グランクラス(B)</u>とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>前項第1号イの(ハ)のbの表に定める<u>料金</u></p> <p>ロ <u>グランクラス(A)</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>前項第1号イの(ハ)のaの表に定める<u>料金</u>と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のbの表に定める<u>料金</u>から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める<u>料金</u>を差し引いた額とを合計した額</p> <p>ハ <u>グランクラス(B)</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>前項第1号イの(ハ)のaの表に定める<u>料金</u>と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)の<u>c</u>の表に定める<u>料金</u>から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める<u>料金</u>を差し引いた額とを合計した額</p> <p>ニ <u>グランクラス(A)</u>及び<u>グランクラス(B)</u>とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>前口の規定により計算した額</p> <p>ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(ハ)のaの表に定める<u>料金</u>を適用する場合の他方の乗車区間に対する額</p> <p>前号の規定を適用して計算した額</p>

現行	改正
	<p><u>(3) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合</u></p> <p><u>イ グラントラス(A)とグラントラス(B)とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</u> <u>全区間に対する前項第1号イの(ハ)のbに定める料金とする。</u></p> <p><u>ロ グラントラス(A)とグラントラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</u> <u>全区間に対する前項第1号イの(ハ)のaに定める料金と、グラントラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のbに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。</u></p> <p><u>ハ グラントラス(B)とグラントラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</u> <u>全区間に対する前項第1号イの(ハ)のaに定める料金と、グラントラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のcに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。</u></p> <p><u>ニ グラントラス(A)及びグラントラス(B)とグラントラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)</u> <u>前ロの規定により計算した額とする。</u></p> <p><u>(4) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互発着となる場合</u> <u>東京・新青森間の乗車区間に対する前項第1号イの(ロ)のa、同(ハ)のb若しくはcの表に定める料金及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する前項第1号イの(イ)、同(ト)のb若しくはcの表に定める料金又は次に定める料金を合計した額とする。</u></p> <p><u>イ グラントラス(A)とグラントラス(B)とを乗り継いで乗車する場合</u> <u>前項第1号イの(ハ)のb又は同(ト)のbの表に定める料金</u></p>

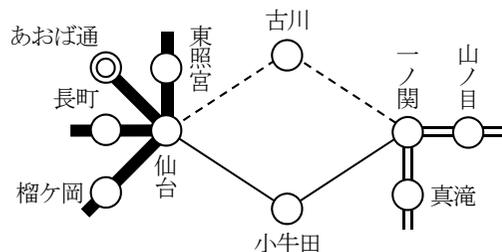
現行	改正
<p>3 第58条第5項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間に対する特別車両料金(A)とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第9節 寝台料金 (寝台料金)</p> <p>第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p><u>ロ グラントラス(A)とグラントラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合</u> 前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金と、グラントラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のb又は同(ト)のbの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額</p> <p><u>ハ グラントラス(B)とグラントラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合</u> 前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金と、グラントラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のc又は同(ト)のcの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額</p> <p><u>ニ グラントラス(A)及びグラントラス(B)とグラントラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合</u> 前ロの規定により計算した額</p> <p><u>ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額</u> 第1号又は前号の規定を適用して計算した額</p> <p>3 第58条第5項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間に対する特別車両料金(A)とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第9節 寝台料金 (寝台料金)</p> <p>第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p>

現行		改正		
(1) A寝台料金（1人当りの料金とする。）		(1) A寝台料金（1人当りの料金とする。）		
1夜につき1個	上段	9,810円	上段	9,810円
	下段	10,800円	下段	10,800円
	個室：（シングルデラックス、 <u>ツインデラックス</u> 、カシ オペアツイン、カシオペ アコンパート）	13,730円	個室：（シングルデラックス、 カシオペアツイン、カシ オペアコンパート）	13,730円
	特別個室(R)：（ <u>ロイヤル</u> 、カシ オペアデラッ クス）	17,670円	特別個室(R)：（カシオペアデ ラックス）	17,670円
	特別個室(S)：（スイート、 <u>スー ペリアツイン</u> 、 カシオペアス イート）	26,220円	特別個室(S)：（スイート、カシ オペアスイー ト）	26,220円
	<u>特別個室(DS)：（エクセレント スイート）</u>	<u>34,600円</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
(2) B寝台料金（1人当りの料金とする。）		(2) B寝台料金（1人当りの料金とする。）		
イ 客車（個室）		イ 客車（個室）		
1夜につき1個	個室：（ソロ、 <u>デュエット</u> 、カ ルテット）	6,480円	個室：（ソロ、カルテット）	6,480円
	個室(NT)：（ノーマルツイン）	8,390円	個室(NT)：（ノーマルツイン）	8,390円
	個室(ST)：（シングルツイン） （中略）	9,430円	個室(ST)：（シングルツイン） （中略）	9,430円
(3) 寝台個室の補助寝台料金（1人当りの料金とする。）		(3) 寝台個室の補助寝台料金（1人当りの料金とする。）		
イ 第1号に規定する個室、 <u>特別個室(R)</u> 及び特別個室(S)（カシオ ペアスイートを除く。）の補助寝台料金		イ 第1号に規定する個室及び特別個室(S)（カシオペアスイートを除 く。）の補助寝台料金		
（中略）		（中略）		

現行	改正
<p>(大人座席指定料金の特定)</p> <p>第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、<u>310 円とする。ただし、別に定める場合は、820 円とする。</u></p> <p>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、820 円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、320 円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、310 円とする。ただし、別に定める場合は、510 円又は 820 円とする。</p> <p>(5) 前各号以外<u>の区間で、旅客の乗車する日が、</u>第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する期間内の場合は、別に定める場合を除き 320 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(選択乗車)</p> <p>第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の====線区間以遠の駅と——線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2 枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。</p>	<p>(大人座席指定料金の特定)</p> <p>第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内<u>の別に定める列車に対して発売する場合は、</u>820 円とする。</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、820 円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、320 円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、310 円とする。ただし、別に定める場合は、510 円又は 820 円とする。</p> <p>(5) 前各号以外で、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号<u>の規定により発売する場合は、</u>別に定める場合を除き 320 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(選択乗車)</p> <p>第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の====線区間以遠の駅と——線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2 枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。</p>

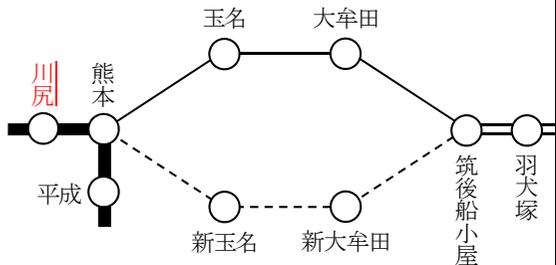
現行

- (1) あおば通又は仙台以遠
 (東照宮、長町又は榴ヶ岡方面)の各駅と一ノ関以遠
 (山ノ目又は真滝方面)の各駅との相互間(仙台・小牛田間、仙台・古川間)(一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間)



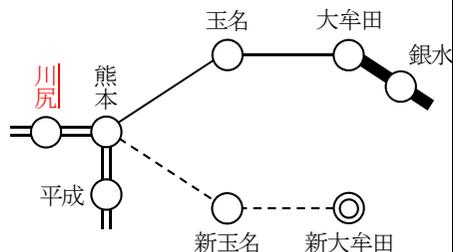
(中略)

- (49) 筑後船小屋以遠(羽犬塚方面)の各駅と、熊本以遠(川尻又は平成方面)の各駅との相互間(筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間)(大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間)(熊本・玉名間、熊本・新玉名間)



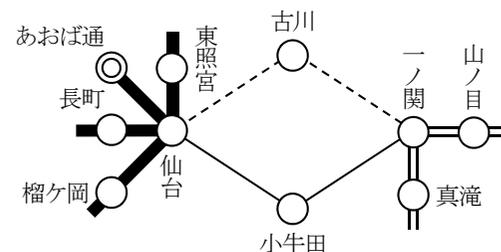
(中略)

- (53) 熊本以遠(川尻又は平成方面)の各駅と、新大牟田又は大牟田以遠(銀水方面)の各駅との相互間(熊本・玉名間、熊本・新玉名間)(玉名・大牟田間、新玉名・新大牟田間)



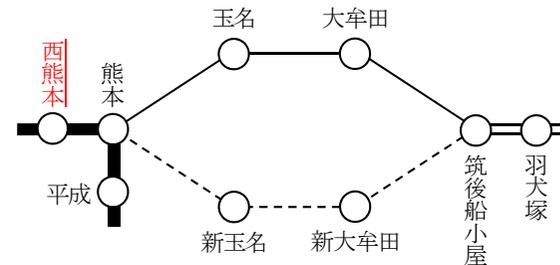
改正

- (1) あおば通又は仙台以遠
 (東照宮、長町又は榴ヶ岡方面)の各駅と一ノ関以遠
 (山ノ目又は真滝方面)の各駅との相互間(仙台・小牛田間、仙台・古川間)(一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間)



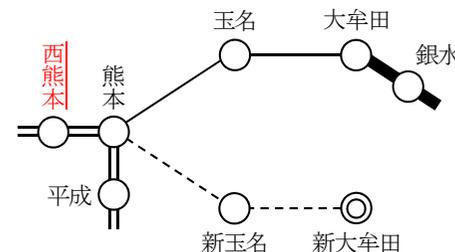
(中略)

- (49) 筑後船小屋以遠(羽犬塚方面)の各駅と、熊本以遠(西熊本又は平成方面)の各駅との相互間(筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間)(大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間)(熊本・玉名間、熊本・新玉名間)



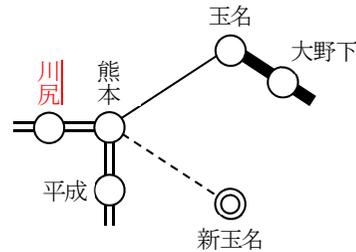
(中略)

- (53) 熊本以遠(西熊本又は平成方面)の各駅と、新大牟田又は大牟田以遠(銀水方面)の各駅との相互間(熊本・玉名間、熊本・新玉名間)(玉名・大牟田間、新玉名・新大牟田間)



現行

(54) 熊本以遠（川尻又は平成方面）の各駅と、新玉名又は玉名以遠（大野下方面）の各駅との相互間（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）



(中略)

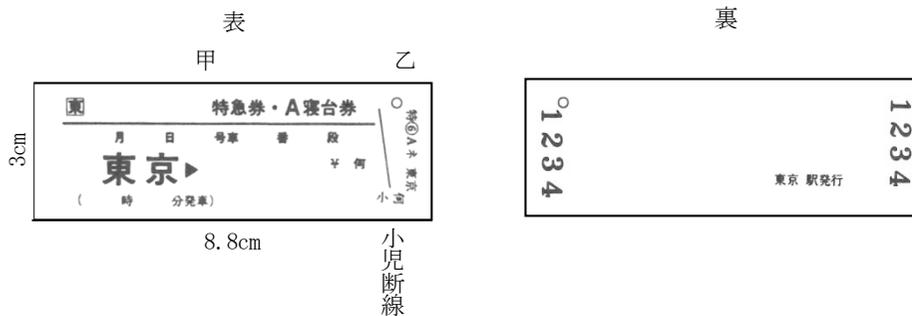
第5節 寝台券の様式

(常備寝台券の様式)

第217条 常備寝台券（第63条の規定により発売する急行・寝台券を含む。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 急行列車用（大人小児用）

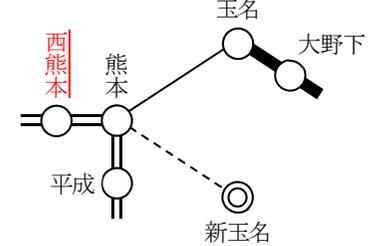
イ 硬券式



備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この寝台券の場合に準用する。
(2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

改正

(54) 熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅と、新玉名又は玉名以遠（大野下方面）の各駅との相互間（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）



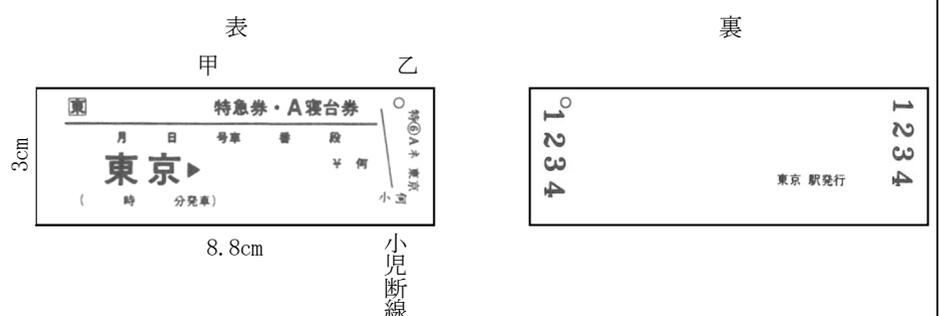
(中略)

第5節 寝台券の様式

(常備寝台券の様式)

第217条 常備寝台券（第63条の規定により発売する急行・寝台券を含む。）の様式は、次のとおりとする。

大人小児用



備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この寝台券の場合に準用する。
(2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

現行

改正

ロ 軟券式

表

甲 小児断線 乙

NO 1234 特急券・A寝台券	NO 1234 特 の A ネ 上
<small>小</small>	
.....月.....日.....号 号車.....番.....段	
上野▶ ¥何 <small>(.....時.....分発車)</small>	
平成.....年.....月.....日発行	

7.3cm

13cm (裏無地)

- 備考 (1) 第211条第1号イの(i)の備考は、この寝台券の場合に準用する。
- (2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

(2) 普通列車用

表 裏

月.....日.....号車.....番.....段 京都▶ ¥何 <small>(.....時.....分発車)</small>	B寝台券
---	------

1234
 京都 駅発行
 1234

3cm

8.8cm

- 備考 (1) 第211条第1号イの(i)の備考は、この寝台券の場合に準用する。
- (2) 必要に応じ、第1号の備考第2号を準用する。

(準常備寝台券の様式)

(削る)

(削る)

(準常備寝台券の様式)

現行

第 218 条 準常備寝台券（第 63 条の規定により発売する急行・寝台券を含む。）の様式は、次のとおりとする。

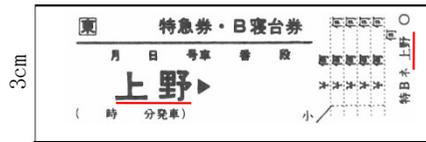
大人小児用

表

裏

甲

乙



8.8cm

小
児
断
線

備考 (1) 第 211 条第 1 号イの(イ)の備考は、この寝台券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、前条第 1 号の備考第 2 号を準用する。

(中略)

(団体乗車券変更)

第 253 条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、区間変更、指定券変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取り扱い、また、指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻の 2 時間前までに申し出があった場合に限って取り扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃及び料金を收受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

改正

第 218 条 準常備寝台券（第 63 条の規定により発売する急行・寝台券を含む。）の様式は、次のとおりとする。

大人小児用

表

裏

甲

乙



8.8cm

小
児
断
線

備考 (1) 第 211 条第 1 号イの(イ)の備考は、この寝台券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、前条第 1 号の備考第 2 号を準用する。

(中略)

(団体乗車券変更)

第 253 条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、区間変更、指定券変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取り扱い、また、指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻の 2 時間前までに申し出があった場合に限って取り扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃及び料金を收受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

現行	改正								
<p>(1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃及び料金の計算方は、第 249 条第 2 項第 1 号イ及び同項第 2 号の規定を準用する。</p> <p>(2) 指定券変更の取扱いをする場合の料金の計算方は、第 252 条第 7 項の規定を準用する。</p>	<p>(1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃及び料金の計算方は、第 249 条第 2 項第 1 号イ及び同項第 2 号の規定を準用する。</p> <p>(2) 指定券変更の取扱いをする場合の料金の計算方は、第 252 条第 8 項の規定を準用する。</p>								
(中略)	(中略)								
<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p>								
(中略)	(中略)								
<p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p>								
<p>(1) 普通入場券</p>	<p>(1) 普通入場券</p>								
<p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <table border="0" data-bbox="271 850 577 927"> <tr> <td>大人</td> <td>170 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>80 円</td> </tr> </table>	大人	170 円	小児	80 円	<p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <table border="0" data-bbox="1243 850 1550 927"> <tr> <td>大人</td> <td>170 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>80 円</td> </tr> </table>	大人	170 円	小児	80 円
大人	170 円								
小児	80 円								
大人	170 円								
小児	80 円								
<p>ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅</p> <table border="0" data-bbox="271 979 577 1098"> <tr> <td>大人</td> <td>160 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>80 円</td> </tr> </table> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p>	大人	160 円	小児	80 円	<p>ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅</p> <table border="0" data-bbox="1243 979 1550 1098"> <tr> <td>大人</td> <td>160 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>80 円</td> </tr> </table> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p>	大人	160 円	小児	80 円
大人	160 円								
小児	80 円								
大人	160 円								
小児	80 円								
<p>(2) 定期入場券</p> <table border="0" data-bbox="271 1235 607 1311"> <tr> <td>大人</td> <td>5,030 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>2,510 円</td> </tr> </table> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p>	大人	5,030 円	小児	2,510 円	<p>(2) 定期入場券</p> <table border="0" data-bbox="1214 1235 1572 1311"> <tr> <td>大人</td> <td>5,030 円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>2,510 円</td> </tr> </table> <p>ただし、<u>新青森駅</u>、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p>	大人	5,030 円	小児	2,510 円
大人	5,030 円								
小児	2,510 円								
大人	5,030 円								
小児	2,510 円								

現行		改正	
(中略)		(中略)	
<p>(払いもどし)</p> <p>第305条 旅客は、第303条の2の規定によりギフトカードを使用する際に生ずる額面金額未満のは数を除き、ギフトカードに対する金額の払いもどしを請求すること<u>ができないものとする。</u></p>		<p>(払いもどし)</p> <p>第305条 旅客は、第303条の2の規定によりギフトカードを使用する際に生ずる額面金額未満のは数を除き、ギフトカードに対する金額の払いもどしを請求すること<u>はできない。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、旅客鉄道会社のいずれかが、前払式支払手段に関する内閣府令（平成22年内閣府令第3号）第42条に規定する基準を満たさなくなった場合は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第20条第2項の規定に基づき、旅客は、当該旅客鉄道会社の発売したギフトカードに対しては、前項に規定する額面金額未満の端数の金額であっても払いもどしを請求することはできない。</u></p>	
(以下略)		(以下略)	
別表第1号（第3条）地方交通線の線名及び区間		別表第1号（第3条）地方交通線の線名及び区間	
地方交通線の線名及び区間		地方交通線の線名及び区間	
	線名	区間	
あ	吾妻線	渋川 ・ 大前	
	赤穂線	相生 ・ 東岡山	
	左沢線	北山形 ・ 左沢	
(略)			
う	内子線	新谷 ・ 内子	
え	<u>江差線</u>	<u>五稜郭</u> ・ <u>木古内</u>	
	越後線	柏崎 ・ 新潟	
	越美北線	越前花堂 ・ 九頭竜湖	
(略)			
わ	和歌山線	王寺 ・ 和歌山	
	線名	区間	
あ	吾妻線	渋川 ・ 大前	
	赤穂線	相生 ・ 東岡山	
	左沢線	北山形 ・ 左沢	
(略)			
う	内子線	新谷 ・ 内子	
え		<u>削る</u>	
	越後線	柏崎 ・ 新潟	
	越美北線	越前花堂 ・ 九頭竜湖	
(略)			
わ	和歌山線	王寺 ・ 和歌山	

現行

改正

別表第1号の3

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

<u>列車名</u>	<u>運転区間(左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)</u>	
<u>はやぶさ号</u> <u>はやて号</u>	東京	仙台
		盛岡
		新青森
		新函館北斗
<u>やまびこ号</u>	東京	盛岡
<u>かがやき号</u> <u>はくたか号</u>	東京	金沢

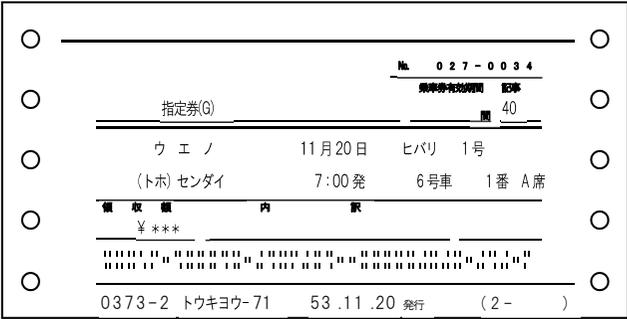
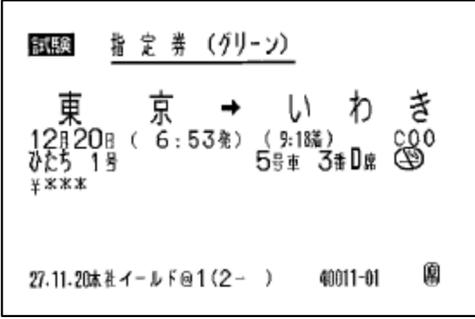
(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

別表第2号ノ

新幹線指定席特急料金

(円)

<u>駅名</u>	<u>新青森</u>	<u>奥津軽いまべつ</u>	<u>木古内</u>
<u>奥津軽いまべつ</u>	2,510		
<u>木古内</u>	3,320	2,510	
<u>新函館北斗</u>	4,450	3,320	2,510

現行	改正
<p>別表第3号</p>  <p>備考 (1) この指定席券の様式は、第223条第1号(第1種)用のものである。</p> <p>(2) 券種別欄には、座席の指定席券の場合は新幹線指定券、新幹線指定券(G)、指定券、指定券(G)、寝台の指定席券の場合は、寝台指定券(A)又は寝台指定券(B)の例により表示される。</p>	<p>別表第3号</p>  <p>備考 (1) この指定席券の様式は、第223条第4号(第4種)用のものである。</p> <p>(2) 券種別欄には、座席の指定席券の場合は新幹線指定券、新幹線指定券(G)、指定券、指定券(G)、寝台の指定席券の場合は、寝台指定券(A)又は寝台指定券(B)の例により表示される。</p>

附則
この通達は、平成28年3月26日乗車となるものから施行する。ただし、第253条の改正については、平成27年3月14日乗車となるものから適用する。